



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 富山労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

富山労働局発表
令和7年9月12日

報道関係者 各位

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室
室長 成田 丞志
室長補佐 山田 和宏
(電話) 076-432-2735

富山県最低賃金を改正します

～10月12日から時間額 **1,062** 円に～

- 富山労働局長(小島 悟司)は、現行の富山県最低賃金を64円引き上げ、時間額1,062円に改正することを決定し、本日、官報公示を行いました。
- これにより富山県最低賃金は、令和7年10月12日から時間額1,062円に改正します。
- 富山労働局では、今後、改正後の富山県最低賃金の周知や、賃金引上げに向けた支援策として、「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」など賃金引上げの助成金、また、富山県の上乗せ補助である「富山県賃上げサポート補助金」や「富山県キャリアアップ奨励金」などの周知にも取り組んでまいります。

【改正までの経過】

- 5月22日、富山労働局長から富山地方最低賃金審議会に改正諮問。
- 8月18日、富山地方最低賃金審議会から富山労働局長に64円引き上げを答申。
- 9月3日、異議申出に対する調査審議の結果の答申を経て、富山県最低賃金改正を決定。
- 本日9月12日、官報公示(10月12日から効力発生)。

【富山県最低賃金額の推移(過去5年)】 富山県最低賃金が新設された昭和48年度以降、最大の引上げ額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	877円	908円	948円	998円	1,062円
対前年度引上率	3.30%	3.53%	4.41%	5.27%	6.41%
対前年度引上額	28円	31円	40円	50円	64円

【賃金引上げ環境整備等の支援策の一例】

- 業務改善助成金(事業場内最低賃金の引き上げを要件に、生産性向上に資する設備投資等への助成)
- キャリアアップ助成金(いわゆる非正規雇用の労働者の処遇改善等への助成)